

# 地域再生制度の概要

## 主な支援措置メニュー

### ① デジタル田園都市国家構想交付金

(地方創生推進タイプ/地方創生拠点整備タイプ) (R4創設)

(注) 地方創生推進交付金(H28創設)、地方創生拠点整備交付金(H28創設)、地方創生整備推進交付金(道・汚水処理施設・港)(H17創設、H28改正)等を新たに位置付けたもの。

### ② 企業版ふるさと納税(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業) (H28創設)

### ③ 地域再生支援利子補給金 (H20創設)

### ④ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等

(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業) (H27創設、H30改正)

### ⑤ 地域再生エリアマネジメント負担金

(地域来訪者等利便増進活動計画) (H30創設)

### ⑥ 商店街活性化促進事業 (H30創設)

### ⑦ 「小さな拠点」の形成に係る手続・課税の特例

(地域再生土地利用計画) (H27創設) (小さな拠点税制) (H28創設、H30改正)

### ⑧ 生涯活躍のまち形成事業 (H28創設)

### ⑨ 地域住宅団地再生事業 (R1創設)

### ⑩ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業 (R1創設)

### ⑪ 民間資金等活用公共施設等整備事業

(民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)の業務特例) (R1創設)

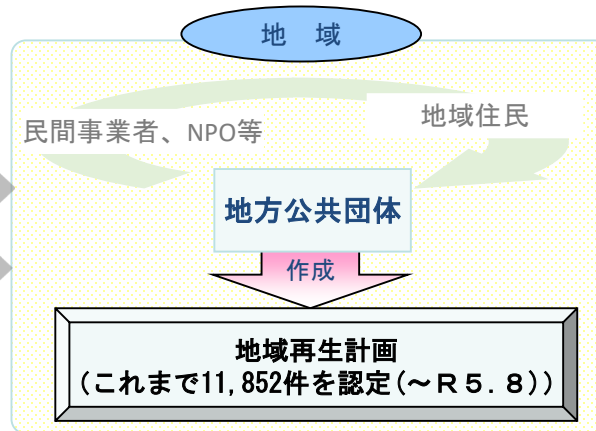
### ⑫ 補助対象施設の有効活用

(財産処分制限に係る承認手続の特例) (H17創設) 等

## ○ 地域再生法 (平成17年法律第24号)

- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定し、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、**地域再生基本方針** (閣議決定) への適合を確認

## ○ 地域再生計画の認定プロセス



国  
内閣総理大臣認定  
関係行政機関の同意

認定

支援

計画申請は年3回  
申請から3月以内に認定

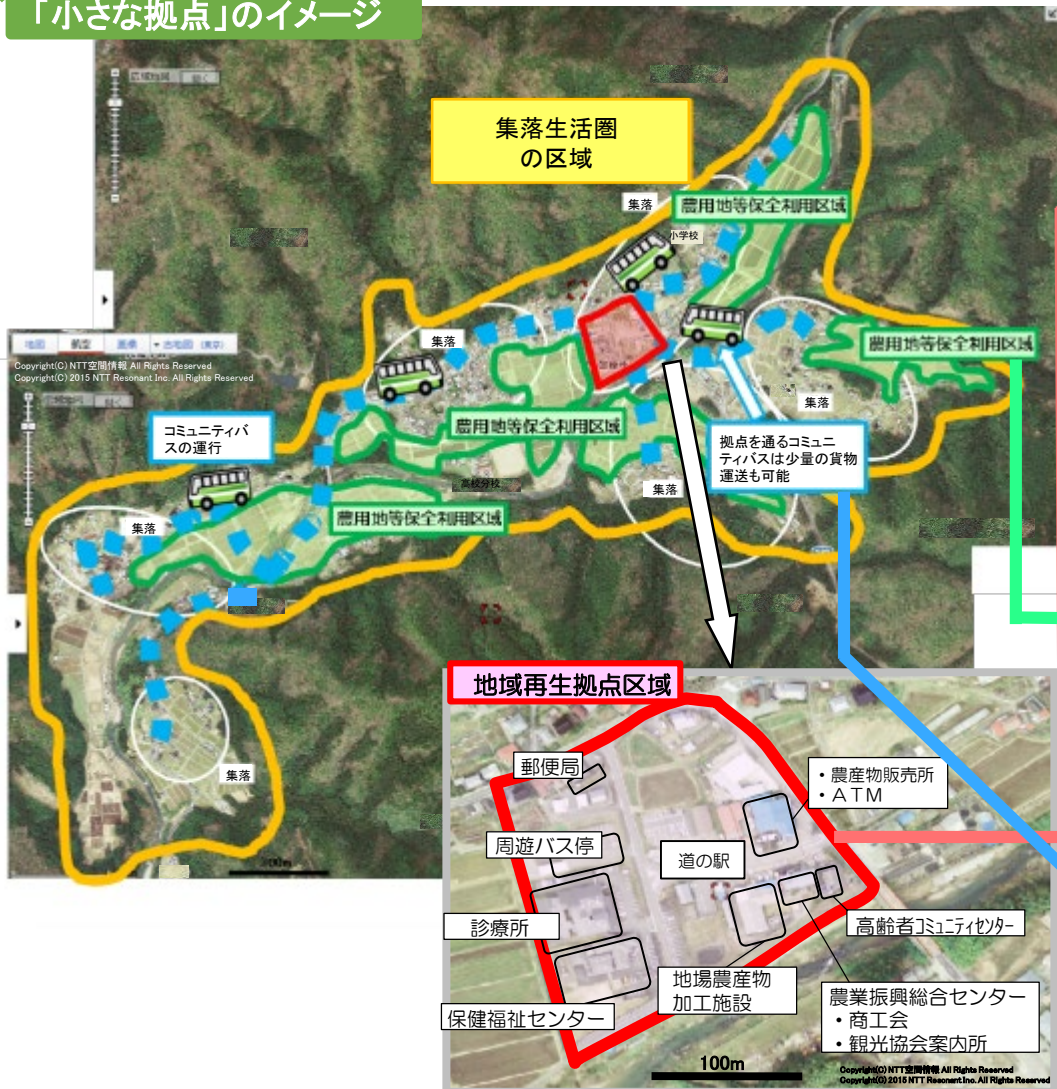


- 平成17年の法制定以降、**8度の法改正** (H19,20,24,26,27,28,30,R1)により、支援措置メニューを充実
- 特に、**平成26年からの地方創生の流れ**に呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「**まち・ひと・しごと創生法**」(平成26年法律第136号)と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「**地域再生法**」の2法が両輪となって地方創生を推進

# 地域再生計画による小さな拠点の形成に向けた土地利用計画

地域再生計画に小さな拠点の形成を位置付け、地域再生土地利用計画を作成することにより、農地転用・農振除外や開発許可の特例等が可能に

## 「小さな拠点」のイメージ



**地域再生計画**（地方公共団体作成、内閣総理大臣認定）において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成

**I 複数の集落を含む生活圏（集落生活圏）の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約**

- 市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定
  - ・生活サービス施設（診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等）
  - ・就業機会を創出する施設（地場製品の加工・販売所、観光案内所等）
- 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導
- 農地転用許可・開発許可の特例

**II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興**

- 市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定
- 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
- 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告

**III 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保**

- 市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け
- 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に